

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

公益財団法人 安藤スポーツ・食文化振興財団

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は役員等に対する報酬等の支払いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号にあげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんは問わない。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当及び旅費等の経費をいう。

第2章 役員等の報酬について

(報酬等の支給)

- 第3条 役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする常勤役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 常勤役員に対する報酬の総額は2,000万円以内とし、1名あたりの報酬は1,000万円以内とする。支給額は、理事会の議決を経て理事長が定める。
 - 3 職員兼務役員の職員としての業務に対する報酬は、前項の役員としての報酬には含まれないものとする。
 - 4 役員等には、役員賞与は支給しない。

(定例報酬の支給)

第4条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等、支給に関する詳細は別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という）に準ずる。

(費用)

- 第5条 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から、遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(退職慰労金)

第6条 役員等には、退職慰労金は支給しない。ただし、退任の役員等には、記念品を贈呈することができる。

第3章 役員等の会議手当について

(支給対象)

第7条 定款第16条および第35条第1項に基づき、理事会、評議員会に出席した役員等には会議手当を支給することができる。

(支給金額)

第8条 会議手当の金額は、別に定める基準に従い、出席の都度、1名あたり15万円に源泉徴収税額を加えた額を上限として支給することができる。

(支給方法)

第9条 前条で決定された金額は、出席の都度、源泉徴収税額を控除して、現金又は銀行振込により支給する。

第4章 規程の変更

(改定)

第10条 この規程の改定は、評議員会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、この法人が公益認定を受け、移行の登記をした日から施行する。